

## 登録規程(一般選手登録基準)

### 一般選手登録基準

全日本テニス選手権大会、地域テニス選手権大会、JTT 大会および J1(賞金付き)大会、(前記各大会最終予選を含む)に出場する選手は、当該年度の公益財団法人日本テニス協会(以下「本協会」という。)一般選手登録を行わなければならない。

その他、本協会が公認する大会に出場する選手の中で、JTA ポイントを必要とする者は、当該年度の本協会一般選手登録を行わなければならない。

#### 1 新規登録の方法

平成 26 年度より新規に登録を希望する者は、JTA が運営する選手向けウェブサイト「JTA プレーヤーゾーン (<http://jta.tournamentsoftware.com/>)」の「サインアップ」ボタンより、必要事項を記入・選択の上、選手登録手続きを行い、あわせて年間登録料 3,000 円[1 年度(4 月～翌年 3 月)]の支払いを行う。

一般選手登録が完了すると登録番号が自動発行され、申請者は、JTA プレーヤーゾーンの「プロフィール情報」メニューより、登録番号を確認することができる。  
JTA プレーヤーゾーン上、登録種別は「JTA 一般選手登録(アマチュア)」表示される。

#### 2 登録更新の方法

次年度分の一般選手登録の更新を行う者は、更新の登録料の支払いを、以下のいずれかの方法で行う。支払期限は前年度 3 月 31 日までとする。ただし、3 月 31 日が土日祝日の場合は、それ以前の金曜日までに支払い手続きを行う。この日までに支払いが確認できない場合は、登録抹消となる。

1) JTA プレーヤーゾーンにて支払う(都度払い)

JTA プレーヤーゾーンにログインの上、画面の指示に従い、年間登録料 3,000 円 [1 年度(4 月～翌年 3 月)]の支払い手続きを行う。

2) 預金口座振替を利用する(自動引落)

・申込方法について

JTA 公式ホームページ (<http://www.jta-tennis.or.jp/>) より、「預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」をダウンロードし、印刷の上必要事項を記入し、本協会に郵送にて提出する。

・口座振替について

上記申込が受理されると、以降毎年 1 月 26 日に、年間登録料 3,000 円[1 年度(4 月～翌年 3 月)]が自動引落される。口座振替が失敗した場合、その翌月 26 日に再振替がされる。2 回目の自動引落も失敗した場合、以降、当該年度分の自動引落は実施されない。

ただし、更新辞退届の提出(口座振替停止の申し出)がない限り、自動引き落としは次年度以降も継続される。

・口座振替できなかった場合

口座振替が2度とも失敗し、その上で次年度以降の選手登録を継続する場合は、支払期限の3月31日までに、JTA プレーヤーゾーンにて選手登録料の支払いを行う必要がある。

### **3 登録抹消**

3月31日までに次年度の一般選手登録料が納入されなかった場合は、次年度4月1日以降の一般選手登録が自動的に抹消され、同時にそれまで取得したJTAポイントも抹消となる。

JTA プレーヤーゾーンの登録種別は「JTA 一般選手登録なし」となり、一般選手登録が必要なトーナメントへのオンラインエントリーも不可となる。

### **4 登録更新辞退の方法**

次年度の選手登録の更新を希望しない場合は、次年度登録料の支払いを意図的に行わないことで、自動的に登録を解除(抹消)することができる。

ただし、預金口座振替を利用している場合は、前年度12月20日までに所定の更新辞退届書を届け出て、口座振替停止の手続きを行う必要がある。

口座振替が実行され、一旦支払われた登録料は、原則として返金を受け付けない。

### **5 登録内容の変更**

1) 氏名、住所、メールアドレス、電話番号等の変更

JTA プレーヤーゾーンにログインし、プロフィール情報メニューより、選手が自ら行う。

2) 所属団体の変更

JTA公式ホームページより、「所属団体変更届」をダウンロードし、必要事項を記載の上、本協会宛にFAXにて提出する。承認され次第、JTA プレーヤーゾーンのプロフィール情報に反映される。

### **付 則**

1 本登録基準は平成9年4月1日より施行する。

平成 9年4月 1日 施行	平成12年3月1日 改正
平成17年3月 1日 改正	平成18年3月1日 改正
平成21年1月14日 改正	平成24年4月1日 改正
	平成26年4月1日 改正